

民間建築物

令和7年度

吹付けアスベスト対策補助事業のご案内



天井断熱材として吹き付けられた例

対象事業

含有調査

吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある建築物のアスベスト含有の有無の調査

除去等

吹付けアスベスト等の除去、封じ込め、囲い込みの工事

岐阜市 まちづくり推進部 建築指導課

1. 補助事業の目的

この事業は、建物所有者が行うアスベスト含有の有無の調査及びアスベスト除去等工事を実施するにあたり、岐阜市がこれに要する費用の一部を補助することにより、アスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図ることを目的に行うものです。

2. 補助対象となる建築物(戸建住宅も含みます)

含有調査	吹付けアスベスト等 ^(注1) が施工されているおそれがある建築物。 (内外装吹付け仕上塗材は補助対象外です。)
除去等	吹付けアスベスト等 ^(注1) が施工されている建築物。 (建築物の解体に伴うものも含みます)(内外装吹付け仕上塗材は補助対象外です)

アスベストの含有調査及び除去等について、「建築物石綿含有建材調査者」の関与が必要です。

(注1) 吹付けアスベスト等とは、吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール(含有するアスベストの重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるもの)をいいます。

(吹付けバーミキュライト(ひる石吹付け)、パーライト吹付け、アスベスト成形板等の非飛散性アスベストは補助対象外です。)

※過去に補助金を活用している場合は、補助対象外となります。(7.その他を参照ください)

3. 申込みについて(含有調査及び除去等を行う前に、事前に申込みが必要です。)

- 補助対象者 対象建築物の所有者又は管理者
- 受付予定件数 含有調査：5件、除去等：1件(各1件まで申込みができます。)
※除去等の申込みは、含有調査済の物件が対象です。
- 受付期間 令和7年5月7日(水)～10月31日(金)
※令和7年12月26日までに「⑩補助事業等実績報告書の提出」をお願いします。
※受付は先着順(ただし、同日分は後日抽選)とし、予算上限に達した時点で終了いたします。

4. 補助金の額

事業種別	補助対象となる費用の限度額	補助率	補助金の限度額
含有調査	9万円 ^{※1} (消費税を除く)	10/10	9万円
除去等	300万円 ^{※2} (消費税を除く)	2/3	200万円

※1 9万円未満の場合は、1千円未満の端数を切り捨てた額が、補助対象となる費用となります。

※2 300万円未満の場合は、その費用を3,000で除し、1円未満の端数を切り捨てたものに3,000を乗じて得た額が、補助対象となる費用となります。

5. アスベストの種類

分類	石綿名	備考
蛇紋石系	クリソタイル(白石綿)	主要3種類
角閃石系	クロシドライト(青石綿)	
	アモサイト(茶石綿)	
	アンソフィライト	従来は「国内では使用されていない。」とされていた種類
	トレモライト	
	アクチノライト	

6. 事前相談から補助金交付までの流れ

◇含有調査の流れ◇（申込みは、郵送でも受付しています。郵送前チェックリストと事前相談表を郵送ください）

①事前相談(⑥補助金交付決定がされるまで、⑦含有調査の実施依頼は行わないでください)

補助申請の前に建築指導課窓口にて、補助対象範囲等を確認するため「事前相談」を行い、申請手続き等の説明を行います。相談にお越しの際は、**家屋の課税明細書・位置図・平面図・現況写真**等をお持ちください。

補助対象となる場合、なりそうな場合は、現地確認の日程を決めます。

②現地確認

建物所有者又は管理者の立会いのもと、吹付け建材を確認します。

③分析調査機関へ見積り依頼

含有調査を依頼する業者は**建築物石綿含有建材調査者**が存する分析調査機関とし、アスベスト6種類すべての含有調査費の見積りを依頼してください。

④分析調査機関が見積書を作成・依頼者へ提出

⑤補助金等交付申請書の提出

建築指導課へ「**補助金等交付申請書**」（様式第1号）及び「**事業計画書**」（様式第1号その1）に次の書類を添えて提出してください。

<事業計画書の添付書類>

- ・ 建築物の所有者、所在地が確認できる書類（家屋の課税明細書 または、固定資産税納税義務者（登録事項）証明書の写し、法人の場合は履歴事項全部証明書 など）
- ・ 課税明細書等に記載の所有者が死亡している場合は、親族関係がわかる戸籍謄本等
- ・ 平面図（調査箇所を明示）
- ・ 建築物の外観、対象部位、露出状況等が確認できる写真
- ・ 含有調査費の見積書の写し（6種類全てを含有調査対象とする見積りであること。）
- ・ 建築物石綿含有建材調査者の講習終了証明書の写し
- ・ 委任状（申請者が管理者等の場合）
- ・ 相手方登録申請書（未登録の方又は登録事項に変更のある方）
- ・ その他市長が必要と認める書類（所有者に関する確認書、理由書、承諾書等）

※補助金等交付申請書の提出時、本人確認を行いますので、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）をご持参ください。

⑥補助金交付決定通知

補助金等交付申請の内容が適正であれば、市から申請者に「**補助金等交付決定通知書**」を送付します。

補助金等交付決定通知書が交付された後に、**事業計画書の内容を変更（金額の変更等）**、または含有調査を中止する場合は、含有調査費を支払う前に、必ず「**補助事業等計画変更・中止（廃止）申請書**」（様式第3号）及び「**変更事業計画書**」（様式第2号その1）に必要書類を添えて建築指導課に提出してください。

⑦含有調査の実施依頼

分析調査機関へ連絡して、含有調査の実施を依頼してください。

(含有調査の実施依頼は、⑥補助金等交付決定通知書の交付後としてください。)

⑧含有調査の実施

含有調査については、**建築物石綿含有建材調査者**の調査に基づき実施してください。

⑨含有調査の完了

含有調査完了後、分析調査機関から分析調査結果報告書が提出されます。

<注意事項>

含有調査の結果、アスベストが含まれていなかった（定性調査のみを行った）場合等、見積書の金額から変更があった場合は、**支払い前に、補助金の変更申請を行っていただく必要がありますので、その場合は、必ず支払い前に建築指導課まで連絡をお願いします。**

その後、補助金交付決定金額（変更があった場合は、変更交付申請の許可後の金額）を分析調査機関にお支払いください。

(領収書は必ず受領してください。)

⑩補助事業等実績報告書の提出

建築指導課へ「**補助事業等実績報告書**」（様式第4号）及び「**事業実績書**」（様式第3号その1）に加え、下記の書類を添えて提出してください。

<事業実績書の添付書類>

- ・ 分析調査機関が発行した分析調査結果報告書の写し
- ・ 含有調査費を分析調査機関に支払ったことを証する領収書の写し

⑪補助金等確定通知

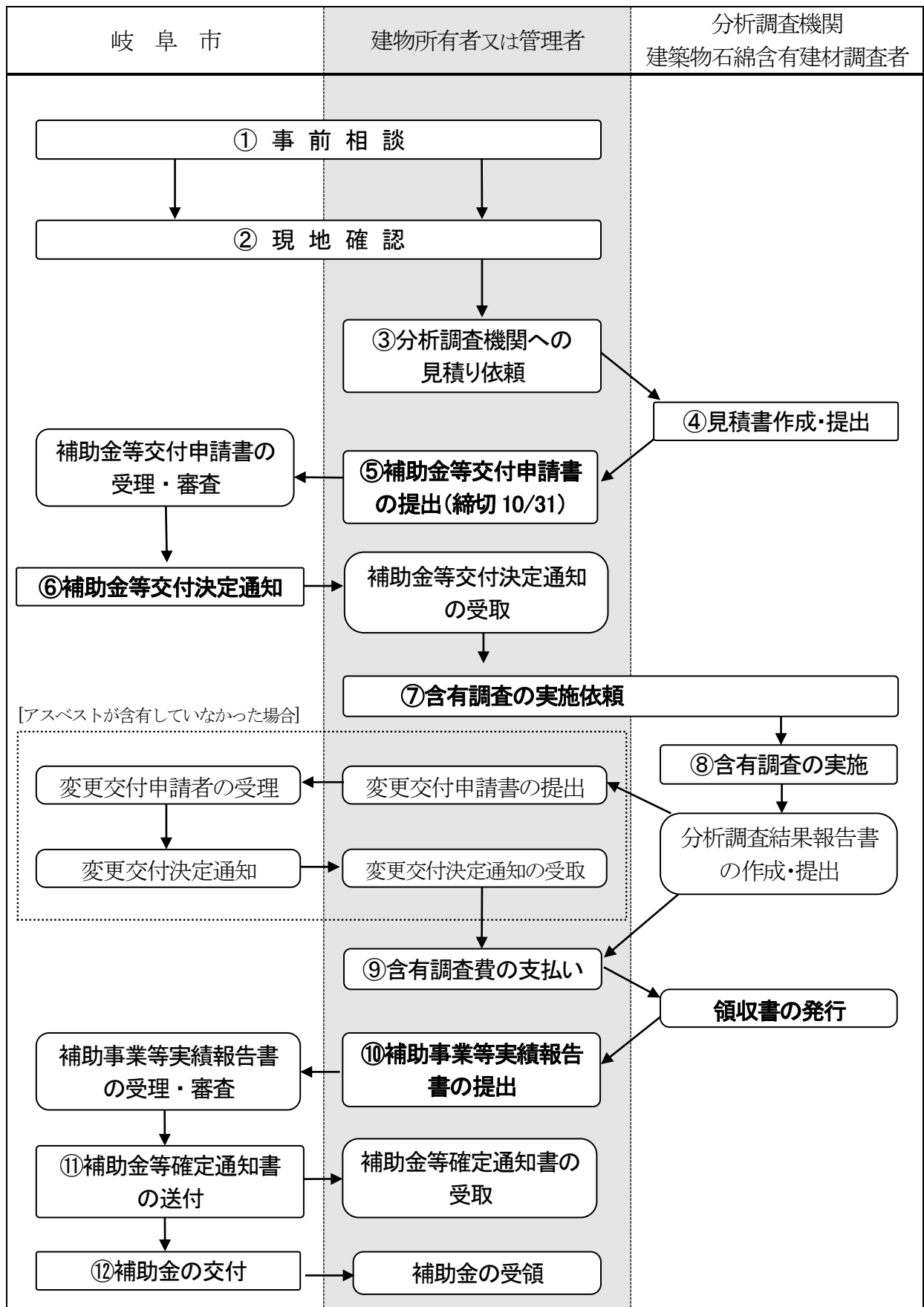
「補助事業等実績報告書」及び「事業実績書」の内容が適正であれば、市から申請者あてに「補助金等確定通知書」を送付します。

⑫補助金の交付

指定口座へ補助金が振り込まれます。

「補助金等確定通知書」の送付から補助金が振り込まれるまでに日数を要する場合がありますのでご承知願います。

含有調査の流れ



◇除去等の流れ◇（申込みは、郵送でも受付しています。郵送前チェックリストと事前相談表を郵送ください）

①事前相談(⑥補助金交付決定がされるまで、⑦業者と契約・除去等を行わないでください)

補助申請の前に建築指導課窓口にて、補助対象範囲等を確認するため「事前相談」を行い、申請手続き等の説明を行います。相談にお越しの際は、**家屋の課税明細書・位置図・平面図・現況写真・分析調査結果報告書**等をお持ちください。

補助対象となる場合、なりそうな場合は、現地確認の日程を決めます。

《注意事項》

- ・補助の対象となる吹付けアスベスト等は、吹付けアスベスト又はアスベスト(5. アスベストの種類参照)が、その重量の0.1%を超えて含有している吹付けロックウール(乾式・半湿式・湿式)です。
- ・既設の照明器具等を再設置する費用は対象となりますが、照明器具等を新設や、天井などの仕上げ工事の費用は補助対象にはなりません。
- ・補助対象建築物が、耐火性能を要する建築物である場合は、アスベスト除去等の後において、建築基準法(昭和25年法律第201号)に定める耐火に関する基準に適合するものとしてください。アスベスト除去に伴う耐火被覆等の復旧費用についても補助対象となります。

②現地確認

建物所有者又は管理者の立会いのもと、吹付けアスベスト等の状況等を確認します。

③工事業者へ見積り依頼

除去等工事を依頼する業者は、(一財)日本建築センターの建設技術審査証明事業(建築技術)によって**審査証明された吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術による工法**を施工できるものとしてください。

④工事業者が見積書及び事業計画書を作成・依頼者へ提出

⑤補助金等交付申請書の提出

建築指導課へ「**補助金等交付申請書**」(様式第1号)及び「**事業計画書**」(様式第1号その2)に加え、下記の書類を添えて提出してください。

＜事業計画書の添付書類＞※**事業計画書は建築物石綿含有建材調査者が策定してください。**

- ・建築物の所有者、所在地が確認できる書類(家屋の課税明細書 または、固定資産税納税義務者(登録事項)証明書の写し、法人の場合は履歴事項全部証明書 など)
- ・分析調査機関による分析結果報告書
- ・平面図(施工範囲を明示)
- ・建築物の外観、対象部位、露出状況等が確認できる写真
- ・除去等工事の見積書の写し
- ・建築物石綿含有建材調査者の講習修了証明書の写し
- ・施工組織体制表(元請、除去等施工業者、収集運搬業者、最終処分業者、環境濃度測定業者などを記載)
- ・(一財)日本建築センターから工法について建設技術審査証明を受けていることが確認できる書類
- ・委任状(申請者が管理者等の場合のみ)
- ・相手方登録申請書(未登録又は登録事項に変更のある方のみ※)

※補助金等交付申請書の提出時、本人確認を行いますので、本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)をご持参ください。

⑥補助金交付決定通知

補助金等交付申請の内容が適正であれば、市から申請者に「補助金等交付決定通知書」を送付します。

補助金等交付決定通知書が交付された後に、事業計画書の内容を変更(金額の変更等)したり、除去等中止する場合は、**除去等工事費を支払う前に、必ず「補助事業等計画変更・中止(廃止)申請書」(様式第3号)及び「変更事業計画書」(様式第2号その2)を建築指導課に提出してください。**

⑦除去等工事の業者と契約

⑥補助金等交付決定通知書の交付後、工事業者と契約を行ってください。

⑧除去等工事の実施

除去等の作業に係る関係法令等の届出を適切に行ってください(大気汚染防止法、労働安全衛生法等)。また、**建築物石綿含有建材調査者**が策定した事業計画等に基づく現場体制に基づき実施してください。

⑨除去等工事費の支払い

工事完了後、数日で報告書が提出されます。補助金交付決定金額を工事業者にお支払いください。
(領収書は必ず受領してください。)

⑩補助事業等実績報告書の提出

建築指導課へ「補助事業等実績報告書」(様式第4号)及び「事業実績書」(様式第3号その2)に次の書類を添えて提出してください。

<事業実績書の添付書類>

- ・ 除去等の費用を支払ったことを証する領収書の写し
- ・ 工事請負契約書の写し
- ・ アスベストの除去等を施工した後のアスベスト粉じん濃度測定結果報告書の写し
- ・ 除去等の作業に係る関係法令(大気汚染防止法、労働安全衛生法等)の届出書等の写し
- ・ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し
- ・ それぞれの作業状況がわかる施工写真

⑪現場検査

建物所有者又は管理者の立会いのもと、吹付けアスベストの除去等工事の完了状況を検査します。

⑫補助金等確定通知

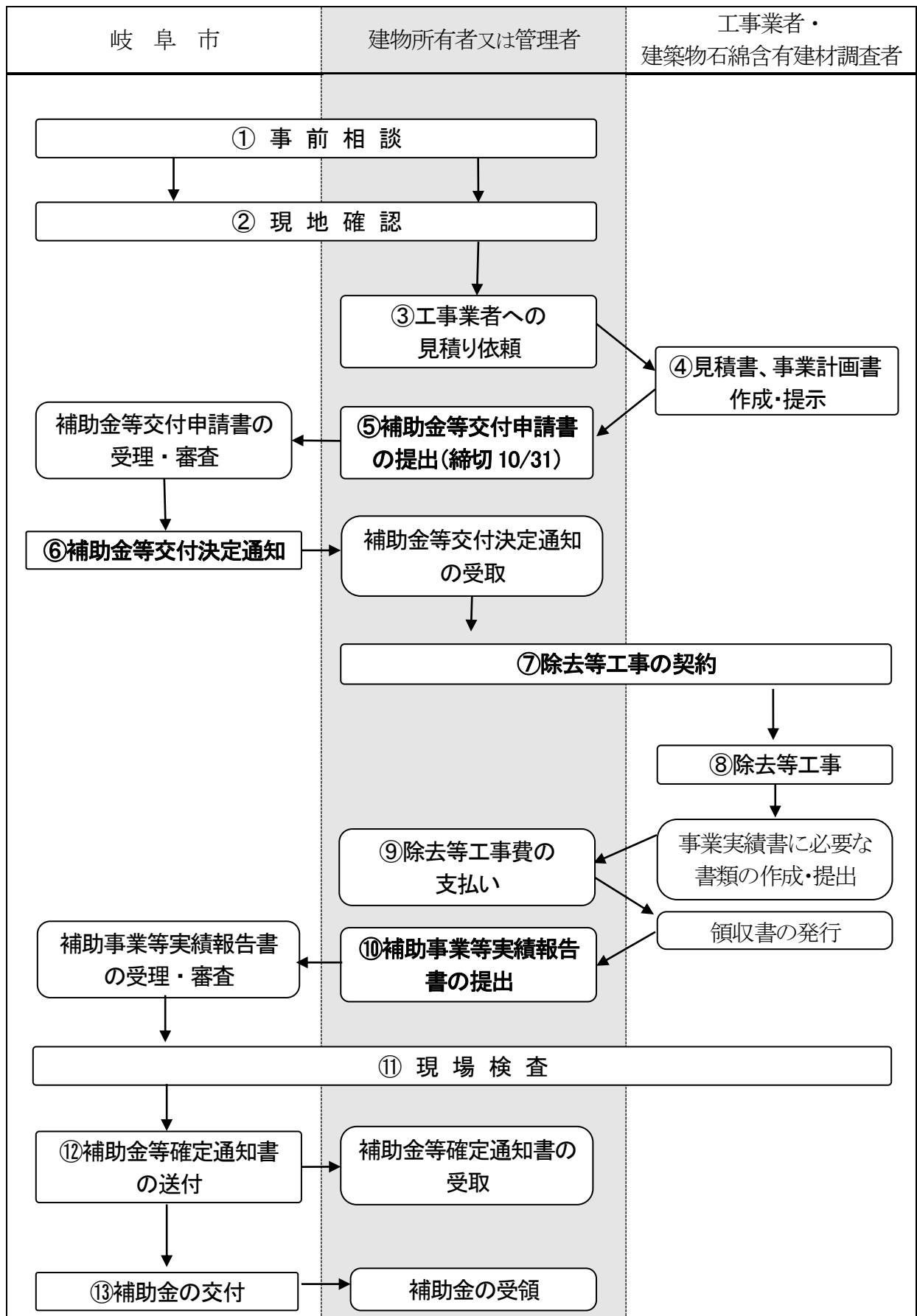
「補助事業等実績報告書」及び「事業実績書」の内容が適正であれば、市から申請者あてに「補助金等確定通知書」を送付します。

⑬補助金の交付

あなたの指定口座へ補助金が振り込まれます。

「補助金等確定通知書」の送付から補助金が振り込まれるまでに日数を要する場合がありますのでご承知願います。

除去等の流れ



7. その他

同一敷地内で補助金の交付を受けられるのは、同一事業については一度のみです。分析調査、除去等工事それぞれの事業について一度のみ利用できます。

○相手方登録申請書について

補助金は口座振込みとなりますので、市に口座の相手方登録が未登録の方は、相手方登録申請書の提出が必要になります。金融機関名・口座番号・口座名義人(申請者の口座でお願いします)等を記入していただきます。(岐阜市ホームページ上、「岐阜市オンライン申請総合窓口サイト」からも申請できます)

民間建築物吹付けアスベスト対策補助事業
に関するお問い合わせ先

岐阜市 まちづくり推進部 建築指導課 耐震係
(直通) 058-265-3904